

防衛医科大学校（防衛医科大学校所沢宿舎）
におけるカーシェアの設置及び経営委託
仕様書

（令和7年度）

防衛省共済組合防衛医科大学校支部

仕様書

- 1 業務件名
防衛医科大学校所沢宿舎におけるカーシェアの設置及び経営委託
- 2 業務内容
防衛省共済組合防衛医科大学校支部長（以下「甲」という。）との経営委託契約に基づくカーシェアの設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、甲が選考し、防衛省共済組合本部長（以下「乙」という。）の承認により決定する。
- 4 委託契約の締結
 - (1) 経営委託契約を締結する者（以下「丙」という。）は、乙の承認決定後速やかに甲と経営委託を締結しなければならない。
 - (2) 丙は、経営委託契約を遵守すること。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 募集要領第2項の応募資格を満たしており、本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 設置期間
令和7年12月1日～令和8年3月31日まで
ただし、運営が適切に行われており、甲が必要と判断した場合には、令和12年3月31日まで当該契約を更新することができる。
また、公共用、公用又は公共事業の用に供する必要が生じたときは、この限りではない。
※カーシェアの設置及び撤去等に要する期間は国有財産の使用許可期間に含む。
- 7 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 8 管理手数料等
 - (1) 丙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲へ納付しなければならない。
 - (2) 管理手数料は月額とし、料率は仕様書（別紙）のとおりとする。
 - (3) 各月の管理手数料は、翌月の15日までに甲に納付するものとする。
この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を付加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を服務機関についても、365日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において設置場所等を管理し、火災、盗難等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

11 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 甲の解除権

甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、本業務の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙の責めに帰すべき理由により本業務の目的を達することができないとき。
（丙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）
- (2) 甲丙双方の責めに帰することができない理由により本業務の目的を達することができないとき。
- (3) 丙が債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

- (4) 丙が契約上の義務に違反したことにより本業務の目的を達する見込みがないとき。
- (5) 甲の都合により、本業務の解除を必要とするとき。

15 丙の解除権

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前まで（次年度以降、委託契約の再締結を行った場合は、6か月前まで）に甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。ただし、甲との協議又は指示により、解除期間の延期もあり得る。

また、設置場所の一部のみ業務解除をすることはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、材料、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 丙は、埼玉県生活環境条例（平成13年埼玉県条例第57号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (6) カーシェアの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (8) 丙は、甲及び乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び材料類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (9) 丙は、車種の選定に当たり、常に利用者の需要が高い車種の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (10) 丙は、故障等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 丙は、定期的（臨時に指定された時期を含む。）に設置場所周辺及び甲から指定された割り当て区域の清掃及び環境整備を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 丙は、売上月計表を翌月の初日（休日の場合は、その後の直近の休日でない日）までに、収支計算書を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する損益計算書を翌年5月31日までに担当職員に提出すること。
- (13) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担

当職員に提出しなければならない。

- (14) 丙は、サービスに重大なトラブルが発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告することし、甲の指示に従わなければならない。
- (15) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (16) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、委託契約の再締結を行わない場合がある。
- (17) 丙は、公募説明会及び選考業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、委託契約の再締結を行わない場合がある。
- (18) 設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (19) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の維持保存のための点検、整備、燃料補給及び清掃等を適時に行うこと。
- (20) 丙は、カーシェアリング事業に使用する自動車の夏用又は冬用タイヤへの交換は、適切な時期に行うものとする。その際、甲から交換時期について事前に指示された場合は直ちに対応するものとする。
- (21) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、ドライブレコーダー（全方位対応型を基準とする。）を搭載するものとする。
- (22) 丙は、カーシェアリング事業に使用する全ての自動車に、冬季間はスタッドレスタイヤに履き替えるとともに、タイヤチェーンを搭載するものとする。
- (23) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

(1) 募集業種

カーシェアリングサービス

(2) 設置場所、設置台数、希望車種及び使用許可面積

設置場所	設置台数	希望車種	国有財産 使用面積
防衛医科大学校 所沢宿舎	4台	軽自動車、コンパクトカー、 1BOXカー	約50.0㎡

(3) 運営形態

事業所内専用方式での運営とし、防衛医科大学校で勤務する職員、防衛医科大学校所沢宿舎の入居者及びその家族のみ使用できる仕様とすること。

(4) 管理手数料率

各月の売りに上げに下表の手数料率を乗じた額（円位未満切り捨て）を翌月の15日までに納付するものとする。（詳細は「別紙」参照）

管理手数料の月額算出等について

1 常設委託売店を使用する経営委託の場合

- (1) 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を経過しているときを含む。）

前年度売上額(A)	手数料率(B)	管理手数料率の月額	納付期日
360万円未満	0%	免除	当月の15日
360万円以上480万円未満	1%	$(A) \times (B) \times 1/12$	
480万円以上600万円未満	2%	同上	
600万円以上720万円未満	3%	同上	
720万円以上840万円未満	4%	同上	
840万円以上	5%	同上	

- (2) 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合

各月売上額(A)	手数料率(B)	管理手数料率の月額	納付期日
30万円未満	0%	免除	翌月の15日
30万円以上40万円未満	1%	$(A) \times (B)$	
40万円以上50万円未満	2%	同上	
50万円以上60万円未満	3%	同上	
60万円以上70万円未満	4%	同上	
70万円以上	5%	同上	

2 管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。